第十二条第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削り、同条第三項第一号中「金額を除く。次号」を「金額を除く。同号」に改める。

第十三条第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。

第十五条第四項中「前項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項ただし書に規定する方法により第二項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第十七条第三項中「から第四項まで」を「、第三項及び第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び第十七条第三項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の石油ガス税法施行令（以下「新令」という。）第二条第一項第一号、第四条第二項第一号、第五条第二項第一号及び第三項第一号、第六条第一号、第九条第一号、第十二条第一項第一号並びに第十三条第一項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に提出する新令第二条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の申請書、新令第五条第二項の書面又は新令第六条の書類について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前の石油ガス税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第二条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の申請書、旧令第五条第二項の書面又は旧令第六条の書類については、なお従前の例による。

3　新令第十五条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に提出する石油ガス税法第十六条第一項の申告書について適用し、同日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五十三号

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号」に、「第二条第五項」を「第二条第十五項」に、「個人番号をいう」を「法人番号をいう」に改め、「又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。

第三条第一項第一号中「及び個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削り、同条第二項第二号中「、前号イ」を「、同号イ」に改め、同条第三項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削り、同条第四項中「法第十条第三項第二号に」を「同号に」に改め、同項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削り、同条第六項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「個人番号を有しない個人又は」を削る。

第十二条第二項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。

第十三条第四項中「前項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項ただし書に規定する方法により第二項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第十五条第三項中「から第四項まで」を「、第三項及び第五項」に改める。

第十六条第二項中「引取」を「引取り」に改め、同条第四項中「から第四項まで」を「、第三項及び第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定、第十五条第三項の改正規定及び第十六条の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の石油石炭税法施行令（以下「新令」という。）第二条第一項第一号、第十条第一項第一号、第三項第一号、第四項第一号及び第六項第一号並びに第十二条第二項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に提出する新令第二条第一項、第十条第一項若しくは第四項若しくは第十二条第二項の申請書、新令第十条第三項の書面又は同条第六項の書類について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前の石油石炭税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第二条第一項、第十条第一項若しくは第四項若しくは第十二条第二項の申請書、旧令第十条第三項の書面又は同条第六項の書類については、なお従前の例による。

3　新令第十三条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に提出する石油石炭税法第十三条第一項の申告書について適用し、同日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

航空機燃料税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎